

(4) 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

…………… 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

…………… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる影響額は軽微であります。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる影響額は軽微であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から翌事業年度から費用処理しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成19年6月26日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金の打ち切り支給が決議されたことに伴い、当該定時株主総会までの期間に対応する役員退職慰労引当金は、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(3) 関係会社投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、その財政状態等を勘案して所要額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、残高は流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。